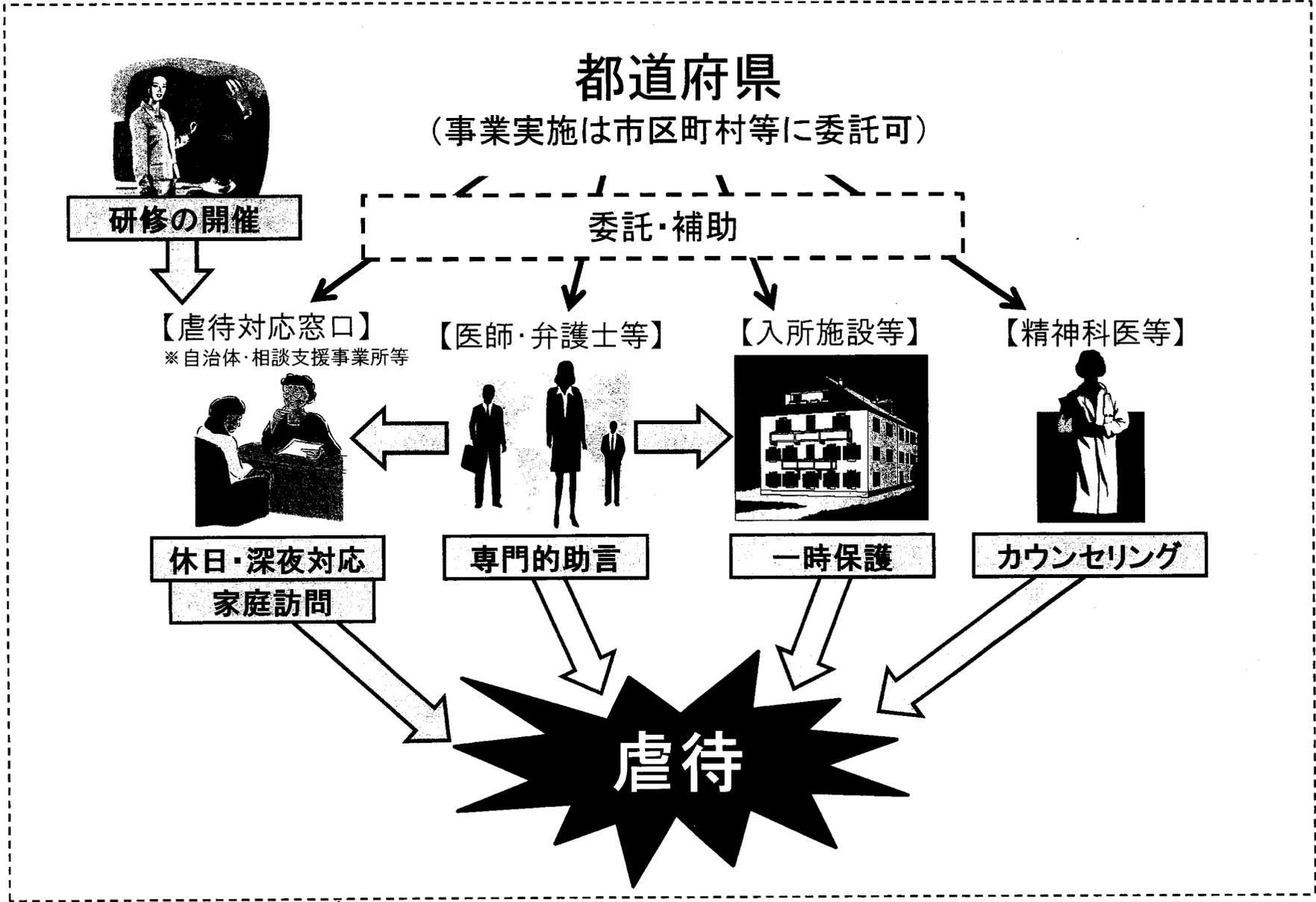


障害者虐待防止対策支援事業の実施イメージ



障害者虐待防止対策支援事業実施要綱（案）

第1 目的

障害者虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援等を行うため、地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行うことを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業の全部又は一部を市区町村又は社会福祉法人等に委託又は補助して実施することができるものとする。

第3 事業内容

下記の1から4までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。

1 地域協力体制整備事業

(1) 趣旨

障害者に対する虐待の防止や早期発見、虐待発生時の迅速な対応を行うため、地域の実情に応じて(2)の①から④までの事業を組み合わせることで実施することにより、障害者の虐待防止に関する地域の連携協力体制の整備を図る。

(2) 事業内容及び実施方法

① 家庭訪問

ア 事業内容

都道府県は、家族関係に問題のある障害者の家庭や過去に虐待のあった家庭等に対し、市区町村の福祉事務所職員や相談支援事業所の相談支援専門員等を重点的に訪問させて相談に応じることにより、家族の不安の解消や虐待後の家族関係の修復に向けた支援等を行う。

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、地域の実情を踏まえ、市区町村に委託又は補助、若しくは指定相談支援事業者に委託することにより本事業を実施する。

(イ) 都道府県又は市区町村は、管内の障害者の虐待の発生状況等を踏まえて訪問対象を選定する。

(ウ) 事業の実施に当たっては、2の(2)の②の研修を受講した者等、障害者虐待について知識を有する者により訪問を行うこと。

② 相談窓口の強化

ア 事業内容

都道府県は、休日や夜間など相談支援体制の整っていない日や時間帯についても虐待発生時の対応が可能になるよう、地域の実情を踏まえ、相談窓口の対応体制を強化する。

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、障害者の虐待に関する相談について経験や知見を有する相談支援事業者等を選定し、当該地域における相談支援体制の不十分な日や時間帯についての対応体制の整備を依頼する。

(イ) 選定した相談支援事業者等の連絡先や対応時間等については、地域の相談支援事業者や障害福祉サービス事業者等の関係者に周知すること。

③ 一時保護のための居室の確保

ア 事業内容

都道府県は、障害者の虐待が発生した場合に被虐待者の一時的な保護を行うため、障害者支援施設等に依頼し、居室の確保及び虐待発生時の被虐待者の受け入れを行う。

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、地域の実情を踏まえ、必要な居室を対応可能な障害者支援施設等を選定し、契約等により依頼する。

(イ) 都道府県は、障害者支援施設等が被虐待者の保護のための居室を確保する場合の経費や受け入れの際に必要な支援に係る経費について補助を行う。

④ その他地域の協力体制を整備するために必要な事業

ア 事業内容

都道府県は、地域の実情に応じ、虐待の発生した障害福祉サービス事業所に対して再発防止のための指導員を派遣する事業や、障害者虐待の防止に関するオンブズマン等を配置する事業等、障害者虐待の防止に関する地域の協力体制を整備するために必要な事業を実施することができる。

イ 実施方法

事業の実施に当たっては、個別に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課に協議を行うこと。

2 障害者虐待防止・権利擁護研修事業

(1) 趣旨

障害福祉サービス事業所等の職員に対して障害者虐待の防止や障害者の権

利擁護についての啓発を図るとともに、市町村等の相談窓口職員の専門性の強化を図る。

(2) 事業内容及び実施方法

① 障害福祉サービス事業所職員等研修

ア 事業内容

都道府県は、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設の従事者等を対象とし、虐待発生時の対応や防止のための方策等についての研修を実施する。

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、研修に関する検討委員会等を開催し、研修の実施方法や研修内容について検討を行うこと。

(イ) 都道府県は、研修の実施に当たって、国や関係団体が行う研修に担当職員や講師等を派遣し、研修の質の向上を図ること。

② 相談窓口職員研修

ア 事業内容

都道府県は、市町村や相談支援事業所等において相談支援を行う者等に対し、虐待の通報を受けた際の対応方法や被害者に対する支援等に関する専門的な知識を得るための研修を実施する。

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、研修に関する検討委員会等を開催し、研修の実施方法や研修内容について検討を行うこと。

(イ) 都道府県は、研修の実施に当たって、国や関係団体が行う研修に担当職員や講師等を派遣し、研修の質の向上を図ること。

3 専門性強化事業

(1) 趣旨

医療や法律の専門家等と連携することにより障害者虐待に迅速かつ適切に対応する体制を整えるとともに、重大な虐待事例について専門家による分析を行うことにより、以後の同種の事例に対する体制の強化を図る。

(2) 事業内容及び実施方法

① 医学的専門性の強化

ア 事業内容

都道府県は、管轄内の医療機関等に協力を依頼する等により、医学的判断・治療が必要となる事例が生じた場合について、心身の治療の必要性や医療的ケアの方法等についての専門的助言を得る。

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、地域の実情を踏まえ、医療機関や医療関係者を協力医

療機関等として指定し（複数の機関とすることも可）、虐待発生時の対応について契約等を行うことにより実施する。

（イ）協力医療機関等は、虐待の通報を受けた者等からの求めに応じ、治療の必要性等に関して医学的知見から専門的助言を行う。

（ウ）協力医療機関等は、虐待を受けた障害者に医療的な支援が必要である場合は、支援の内容について専門的助言を行う。

② 法的専門性の強化

ア 事業内容

都道府県は、障害者の虐待について、家族、障害福祉サービス事業者又は雇用主等に対して法的な対応が必要となった場合に、弁護士等の法律の専門家から専門的助言を得るとともに、司法的な対応が必要となった場合について協力を得る。

イ 実施方法

（ア）都道府県は、地域の実情を踏まえ、障害者の虐待に関する協力のついて、弁護士等と契約等を行うことにより実施する。

（イ）協力する弁護士等は、虐待発生時の法的な問題について専門的助言を行うとともに、虐待者に対して司法的な対応が必要となった場合に手続き等に関して協力する。

③ 有識者との連携による事例分析等

ア 事業内容

都道府県は、障害者の虐待問題に関係の深い有識者と連携し、個別の虐待事例に対する対応方法等についての専門的助言を得るとともに、実際に起きた障害者虐待について、今後の虐待の防止や円滑な対応のための事例分析を行う検討会等を開催する。

イ 実施方法

（ア）都道府県は、虐待発生時に専門的助言を得ることについて、障害者の虐待問題に関係の深い有識者と契約等を行うことにより実施する。

（イ）協力する有識者は、障害者虐待の発生時において、虐待の通報を受けた者からの相談に応じ、必要な助言を行う。

（ウ）都道府県は、障害者の虐待についての有識者からなる検討会等を開催する等の方法で虐待事例の分析を行う。

4 カウンセリング強化事業

（1）趣旨

虐待を受けた障害者又は虐待を行った保護者等に対して心理的側面からのケアを行うことにより、被虐待者や虐待を行った者等の精神的な影響を緩和するとともに、虐待の再発の防止を図る。

(2) 事業内容及び実施方法

① 事業内容

都道府県は、精神科の医師等と連携し、虐待を受けた障害者又は虐待を受けたおそれのある障害者若しくは虐待を行った者等に対して心理的側面からのケアを行う。

② 実施方法

ア 都道府県は、地域の実情を踏まえ、障害者虐待の被害者や虐待を行った者等を対象としたカウンセリングについて、精神科医の医師等と契約等を行うことにより実施する。

イ 協力する精神科の医師等は、都道府県等の依頼に基づき、対象者に対するカウンセリング等の必要な支援を行う。

第4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

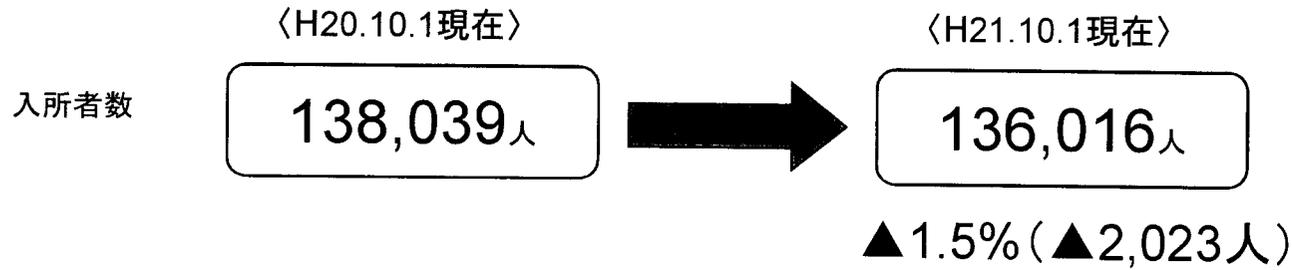
第5 留意事項

- 1 本事業を実施するに当たっては、都道府県自立支援協議会等において、実施する事業内容の検討や実績の検証等を行うこと。
- 2 本事業を実施するに当たっては、都道府県と市町村が連携を密にするとともに、相談支援事業者等の関係者との連携を図ること。
- 3 本事業を実施するに当たっては、虐待の被害者等に関する個人情報の取り扱いに留意すること。
- 4 本事業の国庫補助対象には、交付税で措置されている事業や別に国庫補助がなされているものは含まれないので留意すること。

施設入所者の地域生活への移行に関する状況について①

1 入所者の推移

速報値(2/22時点)
※2,596施設からの回答を集計(回収率96%)



- 対象施設
- (1) 身体障害者療護施設
 - (2) 身体障害者入所授産施設
 - (3) 知的障害者入所授産施設
 - (4) 知的障害者入所授産施設
 - (5) 精神障害者入所授産施設
 - (6) 身体障害者入所更生施設
 - (7) 精神障害者生活訓練施設
 - (8) 障害者支援施設

2 施設退所後の居住の場の状況

(1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	死亡	その他	計	新規入所者
5,332人 (51.4%)	1,081人 (10.4%)	471人 (4.5%)	85人 (0.8%)	1,386人 (13.4%)	1,669人 (16.1%)	348人 (3.4%)	10,372人	8,349人

※「その他」には、救護施設、刑務所、所在不明等が含まれる。

(2) 地域生活への移行状況

〈H20.10.1→H21.10.1〉

地域生活へ移行した者

5,332人

3.9% (H20.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭復帰	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
1,876人 (35.2%)	650人 (12.2%)	83人 (1.6%)	71人 (1.3%)	1,828人 (34.3%)	682人 (12.8%)	106人 (2.0%)	36人 (0.7%)

施設入所者の地域生活への移行に関する状況について②

速報値(2/22時点)

※2 596施設からの回答を基に(回収率98.5%)

3 地域生活へ移行した者の日中活動の状況

〈地域生活へ移行した者の日中活動の内訳〉

生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	旧体系施設 (授産)	旧体系施設 (授産以外)
887人 (16.6%)	28人 (0.5%)	188人 (3.5%)	284人 (5.3%)	59人 (1.1%)	832人 (15.6%)	328人 (6.2%)	260人 (4.9%)
地域活動支援 センター	一般就労	学校	精神科 デイケア等	通所介護 (介護保険)	その他の活動	未定	不明
155人 (2.9%)	564人 (10.6%)	41人 (0.8%)	439人 (8.2%)	144人 (2.7%)	166人 (3.1%)	621人 (11.6%)	336人 (6.3%)

4 施設入所前の居住の場の状況

(1) 新規入所者の入所前の内訳

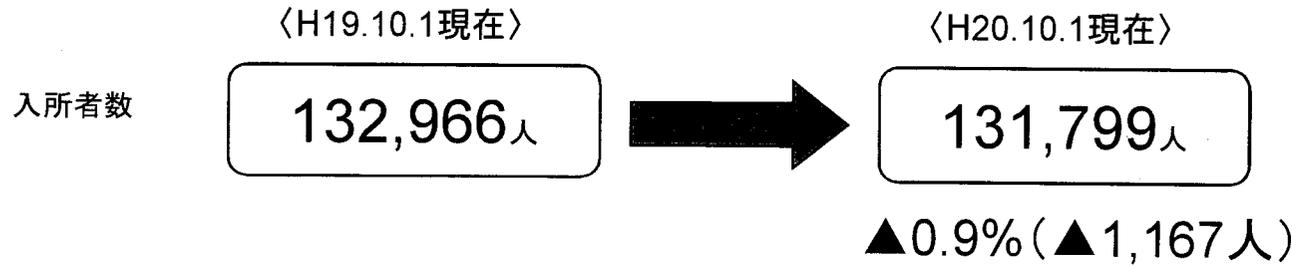
地域生活	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計
3,286人 (39.4%)	1,548人 (18.5%)	128人 (1.5%)	17人 (0.2%)	2,992人 (35.8%)	378人 (4.5%)	8,349人

(2) 地域生活の内訳

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
171人 (5.2%)	94人 (2.9%)	10人 (0.3%)	25人 (0.8%)	2,656人 (80.8%)	191人 (5.8%)	35人 (1.1%)	104人 (3.2%)

2-150施設からの回答（H19.10.1～H20.10.1）

1 入所者の推移



- 対象施設
- (1) 身体障害者療護施設
 - (2) 身体障害者入所授産施設
 - (3) 知的障害者入所更生施設
 - (4) 知的障害者入所授産施設
 - (5) 精神障害者入所授産施設
 - (6) 身体障害者入所更生施設
 - (7) 精神障害者生活訓練施設
 - (8) 障害者支援施設

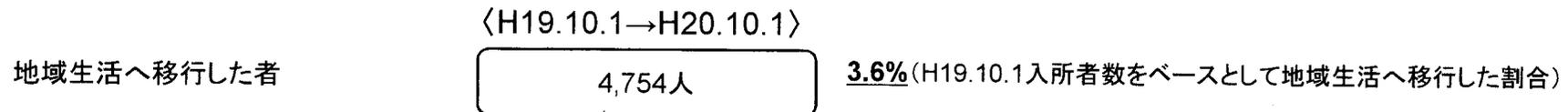
2 施設退所後の居住の場の状況

(1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計	新規入所者
4,754人 (50.9%)	1,164人 (12.5%)	350人 (3.7%)	42人 (0.4%)	1,457人 (15.6%)	1,568人 (16.8%)	9,335人	8,168人

※「その他」には、死亡、救護施設、婦人保護施設、所在不明、無断退所、刑務所等が含まれる。

(2) 地域生活への移行状況



〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭復帰	民間住宅 (家庭復帰を除く)	公営住宅 (家庭復帰を除く)	その他
1,557人(32.8%)	595人(12.5%)	107人(2.3%)	43人(0.9%)	1,525人(32.1%)	734人(15.4%)	97人(2.0%)	96人(2.0%)

【参考（前回調査②：H19.10.1～H20.10.1）】

※2 450施設からの調査を基に（回収率69.1%）

3 地域生活へ移行した者の日中活動の状況

〈地域生活へ移行した者の日中活動の内訳〉

生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	旧体系施設 (授産)	旧体系施設 (授産以外)
581人 (12.2%)	33人 (0.7%)	128人 (2.7%)	267人 (5.6%)	38人 (0.8%)	641人 (13.5%)	397人 (8.4%)	316人 (6.6%)
地域活動支援 センター	一般就労	能力開発校	能力開発校 以外の学校	精神科 デイケア等	その他の活動	未定	不明
144人 (3.0%)	567人 (11.9%)	15人 (0.3%)	36人 (0.8%)	438人 (9.2%)	356人 (7.5%)	400人 (8.4%)	397人 (8.4%)

4 施設入所前の居住の場の状況

(1) 新規入所者の入所前の内訳

地域生活	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計
3,149人(38.6%)	1,596人(19.5%)	69人(0.8%)	12人(0.1%)	2,852人(34.9%)	490人(6.0%)	8,168人

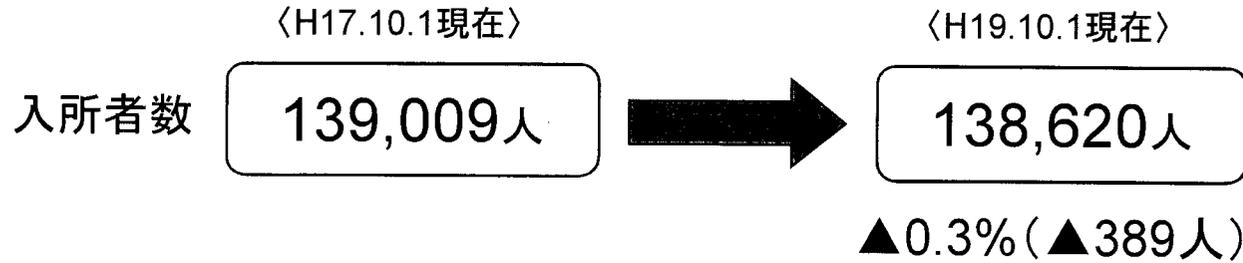
(2) 地域生活の内訳

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭	民間住宅 (家庭を除く)	公営住宅 (家庭を除く)	その他
159人(5.0%)	94人(3.0%)	12人(0.4%)	22人(0.7%)	2,133人(67.7%)	563人(17.9%)	43人(1.4%)	123人(3.9%)

【参考（前々回調査：H17.10.1～H19.10.1）】

1 入所者の推移

※2,586施設からの回答を基計（回収率約92%）



- 対象施設
- (1) 身体障害者療護施設
 - (2) 身体障害者入所授産施設
 - (3) 知的障害者入所更生施設
 - (4) 知的障害者入所授産施設
 - (5) 精神障害者入所授産施設
 - (6) 身体障害者入所更生施設
 - (7) 精神障害者生活訓練施設
 - (8) 障害者支援施設
- ※(6)及び(7)は、地域生活移行者として障害福祉計画に計上した場合。

2 施設退所後の居住の場の状況

(1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計	新規入所者
▲9,344人 (49.3%)	▲2,967人 (15.7%)	▲662人 (3.5%)	▲90人 (0.5%)	▲2,474人 (13.1%)	▲3,408人 (18.0%)	▲18,945人	18,556人

(2) 地域生活への移行状況

〈H17.10.1→H19.10.1〉

地域生活へ移行した者 9,344人 6.7% (H17.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	一般住宅	公営住宅	自宅(家庭復帰)	その他
2270人(24.3%)	1661人(17.8%)	195人(2.1%)	112人(1.2%)	1072人(11.5%)	190人(2.0%)	3642人(39.0%)	202人(2.2%)

障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が安心して暮らすことのできる住まいの場の確保

1. グループホーム・ケアホームの整備促進

- 身体障害者を対象とするグループホーム・ケアホームに対する公営住宅の活用
- 公営住宅をグループホームとして活用するためのマニュアルの活用
- 厚生労働省における施設整備費の助成等と国土交通省における地域住宅交付金の活用

2. 公的賃貸住宅の入居促進

- 障害者の優先枠の設定や障害者向けの公営住宅の供給等による入居促進
- 既存民間住宅の一部を借り上げて行う公営住宅の供給
- 公的賃貸住宅団地の余剰地に福祉施設等を積極的に誘致・導入する安心住空間創出プロジェクトの実施

3. 民間賃貸住宅への入居の円滑化

- 障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居について協議する居住支援協議会の積極的な活用
- 福祉部局と住宅部局との連携によるあんしん賃貸支援事業の積極的な活用と周知徹底
- (財)高齢者住宅財団が未払い家賃の債務保証を行う家賃債務保証制度の普及

4. 住宅のバリアフリー化の支援

- バリアフリー工事について所得税や固定資産税を減税するバリアフリー改修促進税制についての周知徹底
- 地域住宅交付金の提案事業として行う民間住宅のバリアフリー改修への助成

(平成21年11月12日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知)

工賃倍増5か年計画支援事業 実施要綱（案） 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>障発第0706005号 平成19年7月6日 一部改正 障発第1101001号 平成19年11月1日 一部改正 障発第0620001号 平成20年6月20日 一部改正 障発第0331025号 平成21年3月31日 <u>最終改正 障発〇〇〇〇号</u> <u>平成22年〇月〇日</u></p>	<p>障発第0706005号 平成19年7月6日 一部改正 障発第1101001号 平成19年11月1日 一部改正 障発第0620001号 平成20年6月20日 <u>最終改正 障発第0331025号</u> 平成21年3月31日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p> <p>工賃倍増5か年計画支援事業の実施について</p> <p>我が国における成長戦略の一環として、「成長力底上げ戦略（基本構想）」（平成19年2月15日「成長力底上げ戦略チーム会合」決定。以下「戦略」という。）がとりまとめられたところであり、授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進することとされたところである。</p> <p>については、「工賃倍増計画支援事業実施要綱」を定めたので、事業の運営に遺漏なきを期されたい。</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p> <p>工賃倍増5か年計画支援事業の実施について</p> <p>我が国における成長戦略の一環として、「成長力底上げ戦略（基本構想）」（平成19年2月15日「成長力底上げ戦略チーム会合」決定。以下「戦略」という。）がとりまとめられたところであり、授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進することとされたところである。</p> <p>については、「工賃倍増計画支援事業実施要綱」を定めたので、事業の運営に遺漏なきを期されたい。</p>

(別紙)

工賃倍増5か年計画支援事業実施要綱

1 事業の目的

本事業において、都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策等を定めた5か年計画（以下「工賃倍増5か年計画」という。）を策定し、事業所で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

なお、都道府県が策定した「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び民法第34条の規定により設立された法人（社団法人及び財団法人）又は特定非営利活動法人等であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができる。

3 事業の内容

工賃倍増5か年計画支援事業の事業内容については、次のとおりとする。

(1) 基本事業

ア 工賃アップ取組事業所経営改善支援事業（経営コンサルタントの派遣等による事業所の経営改善支援）

イ 事業所職員の人材育成（生産活動への企業的手法の導入）のための研修等に係る事業

ウ インターネットを活用した工賃倍増5か年計画の取組情報の提供

エ アからウまでに掲げるもののほか、工賃倍増5か年計画に基づく具体的な取組を実施するための事業

オ その他本事業の趣旨に資すると認められるもの

(別紙)

工賃倍増5か年計画支援事業実施要綱

1 事業の目的

本事業において、都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策等を定めた5か年計画（以下「工賃倍増5か年計画」という。）を策定し、事業所で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

なお、都道府県が策定した「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び民法第34条の規定により設立された法人（社団法人及び財団法人）又は特定非営利活動法人等であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができる。

3 事業の内容

工賃倍増5か年計画支援事業の事業内容については、次のとおりとする。

(1) 基本事業

① 事業内容

ア 工賃倍増5か年計画の推進状況の点検・評価及び見直しの検討

イ 経営コンサルタントの派遣その他の企業的な経営手法の導入の支援

ウ 不況業種からの転換に関する専門家等への相談等

エ 利用者の一般就労に向けた職業能力向上のための職業指導員等の研修

オ 企業等からの発注及び官公需の発注等の積極的推進

カ 工賃倍増5か年計画の対象事業所の製品及び提供する役務等の紹介

キ イからカまでに掲げるもののほか、工賃倍増5か年計画に基づく具体的な取組を実施するための事業

ク その他本事業の趣旨に資すると認められるもの

② 事業内容に係る留意事項

・ ①のオ及びカについては、都道府県又はその委託を受けた社会福祉法人等において、共同受注及び共同販売を行う事業が含まれる。

(2) 特別事業

ア. 複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口組織」の整備に係る事業

イ. 工賃引き上げの取組を活用した好事例の紹介、説明会

ウ. 事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業

4 留意事項
同右

5 費用の支弁
同右

6 経費の補助
同右

7 施行期日
同右

(2) 特別事業

ア. 先駆的に取り組むモデル施設等を指定し、工賃倍増の取り組み結果等を公表する報告書を作成し、国及び他の都道府県に対し先進事例の報告等を行うことにより工賃倍増に取り組む施設に対しノウハウを提供すること

イ. その他、「工賃倍増5か年計画」に資する調査研究等（国への報告を行うこと）

(例) 地域で施設や商工会、行政等の関係者がネットワークを形成して「工賃倍増5か年計画」に取り組む事業の調査研究など

4 留意事項

(1) 平成19年7月6日付け障発第0706004号の通知内容に留意すること。

(2) 本事業の対象となる事業所は次のとおり。

ア 就労継続支援B型事業所

イ 障害者自立支援法移行前の身体障害者授産施設、知的障害者授産施設及び精神障害者授産施設（いずれも小規模通所授産施設を含む。）

ウ 就労継続支援A型事業所、障害者自立支援法移行前の身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場及び精神障害者福祉工場等のうち「工賃引上げ計画」を作成し、積極的な取組を行っている事業所

エ 地域活動支援センター及び小規模作業所のうち就労継続支援B型事業所等の事業へ移行が具体的に計画されており、工賃引上げに意欲的に取り組む事業所等

5 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

6 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

7 施行期日

この通知は平成19年4月2日から施行するものとする。